

きょうと府内定着等推進事業費
補助金交付要領施行細則

(趣旨)

第1条 大学等が市町村又は企業・団体と連携し、京都府内全体をキャンパスとして、当該市町村又は企業・団体との課題解決に取り組む教育・研究活動等の事業を支援するきょうと府内定着等推進事業については、きょうと府内定着等推進事業費補助金交付要領（以下「補助金交付要領」という。）に定めるもののほか、この細則に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

(用語)

第2条 この細則において使用する用語は、補助金交付要領において使用する用語の例による。

(事業の要件)

第3条 補助金交付要領第3条に定める補助対象事業の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学等の教員が指導教員として参画するものであること。
- (2) 学生が連携先においてフィールドワークを実施するものであること。

(事業計画の要件及び実施期間)

第4条 本事業で支援する事業計画は、補助対象事業であって、実施期間が令和4年度から令和6年度までの間に実施されるものとする。ただし、事業計画初年度以降の補助金については、初年度に全て保証するものではなく、府の毎年度の予算の範囲内において交付することとし、毎年度の交付申請を踏まえ決定するものとする。

(審査及び承認)

第5条 知事は、補助金交付要領第5条に基づく事業計画書が提出された場合において、その内容を別表1の評価基準に照らして審査し、支援する事業計画を承認し、前条に基づき事業計画書を提出した大学等に対してその結果を通知するものとする。

(成果報告会)

第6条 前条の規定により計画を承認された者（以下「計画事業者」という。）は、各年度の事業の成果について活動市町村又は企業・団体への報告会を毎年度1回以上開催するものとする。

2 計画事業者は、知事が求める場合には、事業の成果を京都府地域共創大学連携会議において報告するものとする。

(事業成果等の報告)

第7条 計画事業者は、年度毎の事業の成果について活動報告書（任意様式）を取りまとめ、別に定める日までに、知事に提出するものとする。

(学生の就職状況の調査)

第8条 府は、事業に参加した学生の卒業後の進路・就職状況についてフォローアップ調査を実施するものとし、計画事業者はこれに協力するものとする。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この細則は、令和4年7月28日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

評価項目	評価基準
目標設定	<ul style="list-style-type: none">・制度の趣旨に合致した目標設定となっているか・定量的な事業目標が設定されているか
事業構築	市町村又は企業・団体が主体的に参画する取組となっているか
事業効果	具体的・定量的な成果目標を掲げており、その効果が期待できるか
実現の可能性	取組内容が、経費と照らし合わせ、妥当なものであり、実現可能な取組であるか
継続性	<ul style="list-style-type: none">・補助期間終了後も継続できる取組となっているか・事業効果の継続性、発展性が期待できるか